

業務委託契約書

株式会社スプリングヒル（以下「甲」という）と源治科技（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第1条（委託業務の内容）

甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

- （1）翻訳業務
- （2）校正業務
- （3）テープ起こし、文字起こし、その他翻訳に関わる業務

第2条（善管注意義務）

乙は、本業務を甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

第3条（委託料）

1 甲は、乙に対し、本業務の対価として、個別に依頼される業務（以下「個別業務」という）前に発行された注文書に明示された委託料を支払うものとする。

2 乙は、乙の都合により、完了出来なかった個別業務については、甲に当該個別業務の対価を請求することは出来ない。

3 甲は、本条に定める委託料について、注文書に指定された納期日の翌々月10日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。

ただし乙が海外在住で日本の金融機関の口座を有していない場合は、PayPal もしくは海外送金により支払う。なお海外送金の場合は、発注金額の合計が50,000円以上になった時点で支払いを行うものとする。

第4条（活動費用）

乙は、本業務の実施のために費やした旅費交通費、宿泊費、調査費、通信費、雑費（以下、「活動費用」という）については、乙がその責任によって負担する。

第5条（業務の実施）

1 乙は、自らの責に帰さない事由や正当な事由、またはその他の事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、本業務の遂行に際し、必要があるときは、乙に対し、本業務の進捗状況などについて報告を求めることができる。これに対し乙は、可及的速やかに対応するものとする。

第6条（危険負担）

1 乙が、本業務を開始した後、乙の責に帰する事由により当該業務の全部及び一部の提供が不能となった場合、乙は個別業務を完成できなかったものとして、翻訳料の支払いを受けられない。

2 乙が本業務を受託して作成した成果物の品質が著しく悪く、それにより甲が損害を被った場合、甲は乙に対して委託料の減額というペナルティを課することができる。

3 乙が、本業務を開始した後、甲の責に帰する事由により当該業務の全部及び一部の依頼が取り消された場合、甲は、乙に対して、甲が中止の旨を通知するまでに乙が完了した業務に対して、翻訳料を支払うものとする。

第7条（秘密保持）

1 乙は、委託業務を実施するに当たり知り得た情報を、第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、この契約の有効期限内はもちろん、契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。乙がこれに違反したことにより甲が損害を被った場合には、乙は甲に対し、全損害を賠償しなければならない。本条は、本契約終了後も有効に存続する。

2 本業務が終了した時、または甲から要求があったときは、乙は甲から開示された情報の破棄もしくは消去をしなければならない。

第8条（著作権の帰属）

本業務の成果に係わる著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

第9条（第三者の権利侵害）

乙は、本業務の遂行過程において、甲に提供する業務関連資料が第三者の著作権、肖像権、特許権、及びその他一切の権利を侵害していないことを保証する。乙がこれに違反したことにより甲が損害を被った場合には、乙は甲に対し、全損害を賠償しなければならない。但し、甲が依頼した業務が既に第三者の権利を侵害している場合はその限りではない。

第10条（契約期間・契約更新）

1 契約期間は、本契約締結時から1年とする。

2 契約期間満了日の1週間前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件で更新するものとし、以後同様とする。

第11条（再委託）

乙が、本業務を再委託する場合には、本契約内容と同等の契約を再委託先と結んでいることを前提として認めるものとする。当該再委託先が、本契約に違反したことにより甲が損害を被った場合には、乙は自らの責任において、甲に対し全損害を賠償しなければならない。



第12条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙の成果物の質が著しく悪い場合
- (2) 納期が正当な事由なく守られない場合
- (3) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなった場合
- (4) 相手方が本契約の各条項に違反した場合
- (5) 相手方に重大な過失、または背信行為があった場合
- (6) 相手方に違法行為、または反社会勢力との関係があることが判明した場合
- (7) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

第13条（契約終了後の処理）

本契約終了後、乙は直ちに、本業務に関わる甲から提供された物品を甲に返還し、また、全ての情報を破棄することとする。

第14条（裁判管轄）

本契約に関する一切の争訟は、日本法を適用法として、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

契約締結日 2022年11月08日

甲 所在地 愛知県名古屋市瑞穂区洲山町二丁目14番地
水野ビル3F

契約者 株式会社スプリングヒル
代表取締役 梶田 智裕



乙 所在地 〒116-031 遼寧省大連市甘井子区
紅旗西路惠澤南園46号3-4-1
契約者 大連源治科技有限公司
代表取締役 張明家

